

企画提案仕様書

1 業務名

平成29年度「いしがき食と農のフェスティバル企画・運營業務」に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

3 事業概要

本島の農林水産物や加工品等を島内外へ紹介・販売するほか、6次産業化の取り組みについて普及、促進する。

4 事業目的

島内の農林水産業を一堂に集め、展示、卸売、品評会、試飲、試食等様々な企画を通じて、関係する事業者や島内外からの来場者への認知度を向上させ、さらなる生産振興や、商品開発、6次産業化への取組促進等、石垣の農林水産業の底上げを目指す。

4 事業内容例とその狙い

- (1) 食品、苗等の展示即売会…産地直送の果物や野菜等を紹介、販売するほか加工事業者とのマッチングを兼ねるなど6次産業化へつなげる。
- (2) 圃場見学会…野菜、ハーブ、果樹等について優良農家の圃場の見学会を実施し、生産者と実需者及び加工事業者との情報交換、意見交換の機会を設け、販路拡大や6次産業化並びに農商工連携促進へつなげる。
- (3) 農畜水産物の試飲、試食会…来場者が農畜水産物を実際に味わうことにより、直に魅力を知ってもらい、販売促進やテストマーケティングへつなげる。
- (4) フラワーアレンジメントコンテスト…石垣島がレッドジンジャー、ヘリコニアといった亜熱帯、熱帯花卉類の生産地（拠点産地）であることをPRするとともに、日常生活にこれらの花卉類を取り入れてもらうことを提案し、消費拡大につなげる。
- (5) 地産地消商談会…生産者と地元で活動する飲料店、宿泊施設、その他の実需者とのマッチングの機会を設けることにより、商談会を通じた消費拡大や販路拡大につなげる。
- (6) 上記のほかに体験コーナーや農林水産業に関わる取組事例紹介コーナーの開設運営

5 委託業務内容

- ・ 発注者である石垣市と十分な協議を行い、本事業開催の基本理念及び基本方針、並びに基本テーマを決定すること。
- ・ 石垣市農林水産部各課の業務内容や本事業の企画内容に関する意向を充分把握した上でその趣旨や目的に沿ったプログラムを提案すること。
- ・ 本事業の具体的な実施プログラムを決定し確実に実行すること。
- ・ 市と協議し実施プログラムの活動目標及び成果目標をあらかじめ設定しその達成に努めること。

- ・ 受託者は、本事業に際し石垣市農林水産部各課及び関係機関等が設置する会議に自らも同席し、意見を聴取するとともに提案内容等について発言するなど参画すること。
- ・ 本業務完了後は、実施報告書を作成し、印刷製本の上提出すること。
- ・ 上記のほか、本事業の実施に関し本業務に必要な事柄については担当課（農政経済課）と調整の上で行うこと。

6 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ア 人件費
- イ 報償費
- ウ 旅費・交通費
- エ 消耗品費
- オ 印刷製本費
- カ 通信運搬費
- キ 広告費
- ク 使用料及び賃借料
- ケ 再委託費
- コ 一般管理費 { (人件費＋直接経費)－再委託費 } の10%以内とする。
- サ 消費税

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内容が分かるようにすること。

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である石垣市に帰属する。

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による市の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- イ 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

9 その他

- (1) 受託者は業務遂行に当たり委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。